

宝塚市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 3 月 20 日

令和 3 年 6 月 18 日改定

宝塚市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

宝塚市の農業は、良元・宝塚・長尾の 3 地区を合わせた南部市街地農業と、西谷地区の北部地域農業に大別でき、南部地域では長尾地区を中心とした花き・植木産業が、北部地域では稲作や「西谷野菜」で知られる野菜類を中心とした副業的自給農家が大半を占めています。

農業振興地域である北部地域では、農業者の高齢化、後継者・担い手の不足により、農地の山林化・荒廃化などの課題が多くあり、遊休農地の発生抑制への取り組みや農地利用の集積・集約化においては、「人・農地プラン」の実質化を推進し、地域での農業者等の話し合いの調整・推進を一層活性化させるとともに、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法を活用し、利用権等により担い手への農地利用集積を進めます。

また、新規参入に関する窓口として、農業委員会は市と連携し、青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起こしを行うため、就農候補地を斡旋したり、農地所有者との架け橋役を担うなどの支援活動を行うことにより、新規参入の促進を図ります。

市街化区域である南部地域では、宝塚市の伝統産業である花き・植木産業の振興、より多くの市民に農業を体験してもらうための市民農園事業の継続・拡大を図ります。一方、令和 4 年度以降、市街地の生産緑地の多くが、指定から 30 年を経過することから、特定生産緑地指定の支援、ならびに適切な肥培管理の指導を行い、市街化区域全体の営農の継続、促進を図ります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、宝塚市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めました。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に加え、本市の事情を勘案しながら、令和 8 年度を

目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A×100)
当初 (平成29年4月現在)	387ha	2.98ha	0.77%
現状 (令和2年4月現在)	373ha	3.55ha	0.95%
3年後の目標 (令和5年4月)	373ha	3.00ha	0.80%
目標 (令和8年4月)	373ha	2.50ha	0.67%

*管内の農地面積は、農林業センサスに基づいて記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員のチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っている、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- ・ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

当 初	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A×100)
(平成29年4月現在)	387ha	13.27ha	3.42%
現 状	369ha	26.53ha	7.19%
3年後の目標 (令和5年4月)	369ha	30ha	8.13%
目 標 (令和8年4月)	369ha	31ha	8.40%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- ・ 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組み、「人・農地プラン」の実質化を推進する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- ・ 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権の設定について

- ・ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- ・ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

当 初 (平成 29 年 4 月現在)	新規参入者数(個人) (新規参入者数取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者数取得面積)
	4 人 (4ha)	—法人 (0ha)
現 状 (令和 2 年 4 月現在)	8 人 (5.48ha)	1 法人 (0.55ha)
3年後の目標 (令和 5 年 4 月)	10人 (7ha)	2法人 (1.5ha)
目 標 (令和 8 年 4 月)	12人 (8ha)	3法人 (2ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- ・ 関係課、県、全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・ 農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む。)の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後も適宜新規参入者の相談の場を設けるなど、地域や行政等と

の橋渡しを行う。